

教授会権限の縮小に関する緊急!問題提起

2014年11月

名古屋大学職員組合大学問題専門委員会

はじめに

先の通常国会において学校教育法と国立大学法人法が改正され、改正法は2015年4月1日から施行される。これを受けて国立大学は、文科省の監視の下で様々な内規（内部規則）を修正せざるを得なくなっている。名古屋大学職員組合は、全国大学高専教職員組合（全大教）と共同して、教授会の自治を中心に発展してきた大学の自治が根本から突き崩されるとして、法改正に反対してきた。名古屋大学で勤務する教職員の皆さんにその内容を理解して頂きたく、問題提起を行うことにした。なお、今回は学校教育法の改正に絞って問題提起を行う。

1 学校教育法改正で何が変わるか

(1) 改正内容

学校教育法の改正では、副学長（副総長）の職務内容の変更（同法92条4項関係）、および教授会の役割の変更（同法93条関係）がなされる。重要なのは後者の点である。

☆従来の規定

「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」

☆改正後の規定（2項、3項の追加）

「2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」

(2) 教授会の権限の縮小

今回の改正は、教授会の役割を明確化したものであると説明されているが、むしろ教授会の権限を縮小したものであると理解するのが正しい。改正後の規定では、これまで学部・研究科が主体的に行ってきた教員人事や教育研究組織の改編は、「学長等」の求めに応じて審議し、しかも学長等に意見を述べるに過ぎない事項にされている。このことと関連して、教授会での審議事項はすべて学長に最終的な決定権が認められるようになる。そのため、総長を頂点としたトップダウン型の管理運営体制に変更される。

今までの大学のカルチャーとは全く異なった事態が生じる。中世以降、教会権力や国家権力との闘争の中で築き上げられてきた大学の自治が否定されようとしている。

2 文科省による内規等のチェック

今回の法改正は、文科省による厳格な大学管理体制の下で行われる点に大きな特徴がある。というのは、法改正通りに大学の内規（内部規則）が変更されているかどうかを、12月中旬から文科省がチェックすることになっているからである。文科省は、本則（本規程）のみならず内部取り決めの細部にわたってチェックする方針といわれている。なんとしてでも政策を実現していこうという姿勢である。

3 チェック・ポイント

文科省は、「大学における内部規則・運用見直しチェックリスト」を作成している。そこには次のような留意事項が述べられている（注：下線は名大職組）。

- ① 「学長の最終的な決定権が担保されていることが必要。学長が判断の一部を教授会等に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではないが、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地がないような形で権限を委譲することは、法律の趣旨に反する。」
- ② 「教授会が学長等に意見を述べる際には、教授会として何らかの決定を行うことが想定されるが、教授会の決定が直ちに大学としての最終的な意思決定とされる内部規則が定められている場合には、法律の趣旨からして適切ではなく、学長が最終決定を行うことが明らかとなるような見直しが必要である。」
- ③ 「法律上、教授会の審議事項は、『教育に関する事項』であることであり、これらの事項の中には、経営に深く関わる事項が含まれる場合も考えられるが、教授会は、あくまでも教育に関する専門的な観点から意見を述べること。」
- ④ 「国立大学・・・については、法人化以降は教育公務員特例法で定められた教員の選考等に関する規定は適用されないことを踏まえ、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことが求められること」
- ⑤ 「教員人事については、(ア)教員の教育研究業績の審査（選考）と、(イ)教員ポストの配置（配置）、に分けて考えることが必要であり、前者（ア）については教授会などの教員組織で審議されるべきだが、後者（イ）学長又は設置者が全学的な視点から決定すべきである。ただし、『教員ポストの配置』について、学長又は設置者が、教授会の意見を聴くことを妨げるものではない。」

4 大学人の良識に期待する

このように法改正に対する大学の自主性の確保は、現実には困難な状況にあるように見える。しかし、総長や役員会の独裁を許しかねないこうした体制に、**多くの大学人は危惧を抱いているのではないだろうか。**先に行われた総長選挙では、多くの候補者が伝統的な大学の自治に共鳴を示されていた。内発的な欲求に基づき、そして真実を発見したいと真摯に考えて研究している人ならば、当然の姿勢であろう。

知恵を絞ればよい案が出てくるはずである。先のチェックリストを見ても、教員選考や組織改編などについても一定程度で教授会の関与する権限は認められている。こうした点を規程改正でも活かすべきである。

大学構成員、とりわけ教授会構成員は、良識ある判断をしなければならない。

この「問題提起」や、学校教育法・国立大学法人法の改正に関して、ご意見等ございましたらお知らせください。
 名大職組メール：nuufs@nuufs.org 学内便あて先：名古屋大学職員組合

あなたも組合に！ お申し込みはファックス 052-781-4072(781です(外線のみ))または学内便「名古屋大学職員組合宛」
 組合費に関してはホームページをご覧ください。 <http://nuufs.org> 名大職組タブ→ようこそ→Q&Aへ

名古屋大学職員組合加入申込書兼組合費納入依頼書						年 月 日	
名古屋大学職員組合中央執行委員長殿 名古屋大学総長殿		私は、名古屋大学職員組合の規約の趣旨に賛同し、加入を申し込むとともに、組合費については、私の給与等から控除し、納入することを名古屋大学総長に委任します。					
所属部局	ふりがな		職員番号		0		
	氏名		職員証番号 <small>数字のみの14桁の番号</small>		-		-
性別	男・女	職種・職名	生年月日	年 月 日	本給表 (正規の方)	一般職・教育職・医療職・指定職/(一・二)	
就職年月日	年 月 日		電話番号			級 - 号給	
e-Mail					時給が年俸の額		
組合費	■賃金控除		雇用形態		<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> パート職員(週 時間勤務) <input type="checkbox"/> その他()		
	□賃金控除以外の方法を希望 ()						